

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 (一括給付)のご案内



令和3年12月20日現在
東海村子育て支援課

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに…申請は必要？

今回の給付金は原則として「**プッシュ型**」による**支給**（申請不要の積極支給）です。
高校生の保護者や、自身が公務員の保護者を除き、**改めての申請は不要**です。
※**支給を希望しない場合は12月23日までに子育て支援課に届け出てください**（裏面参照）。

1 うちの子は対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ① 令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象児童
- ② 令和3年9月30日時点での高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子。
所属不問。保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる額と同等未満の場合）
- ③ 令和4年3月31日までに出生の児童手当（本則給付）支給対象児童（新生児）

2 だれがもらえるの？（支給対象者）

上記児童①②③の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方に支給します。
（児童手当（本則給付）の受給者またはそれに準じる所得の方が対象）

3 いくらもらえるの？（給付額）

対象児童一人当たり**10万円（一括給付）**です。

4 いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、**12月24日（金）**から順次支給を開始します。
入金が確認できなかった場合には、村子育て支援課にお問い合わせください。
※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面を参照ください。

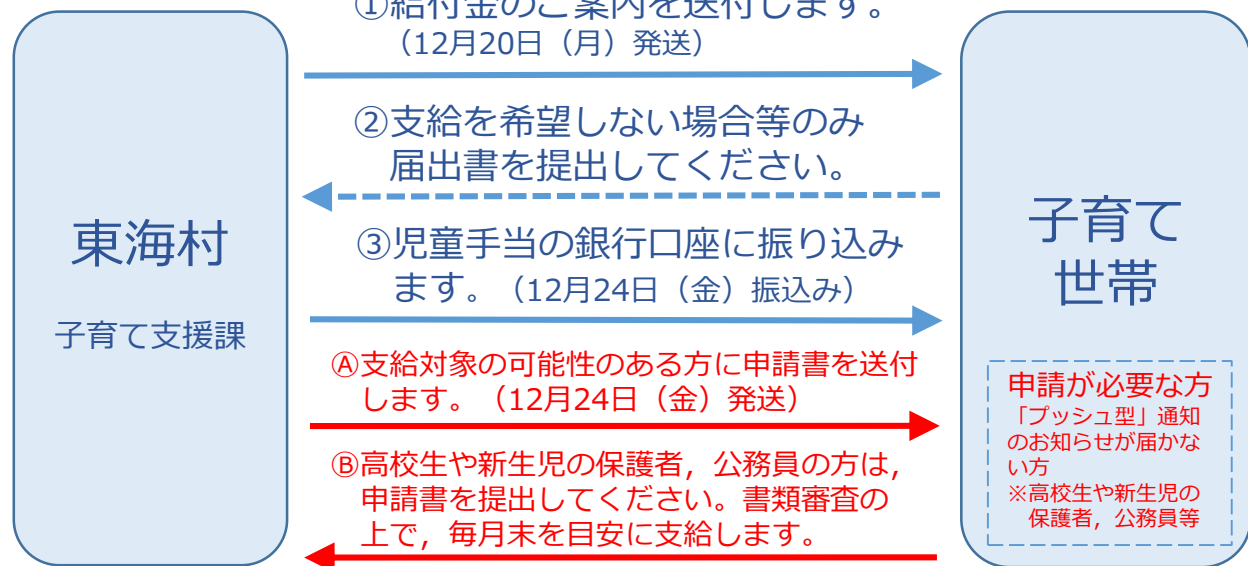
5 どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ① 児童手当（本則給付）の受給者のほか、中学生以下の兄弟のいる高校生や新生児の保護者 ⇒ 令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出の口座に振り込みます。
- ② 支給を申請した高校生の保護者や公務員の方 ⇒ 申請書で指定した口座に振り込みます。

※指定口座が口座解約・変更等により振込みできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。令和4年3月31日までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください。

本給付金は原則「プッシュ型」での支給（申請不要の積極支給）です。 東海村は**12月24日（金）**から支給します。（申請が必要な方を除く）



私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方）

次に記載する方は原則として申請が必要ですが、児童手当の対象児童（中学生以下のきょうだい）がいるなど、東海村が現時点の支給対象者の所得と口座情報を把握している場合は改めての申請は不要になります。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- ・令和3年9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満である保護者。特例給付相当の方は対象外）
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**（国家公務員，県職員（教職員，県警職員を含む），市町村職員，広域事務組合職員等）
- ・令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（**新生児**）の保護者 等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込みはどうなるの？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座または別途指定した口座に住所地市区町村から振り込まれます。ご不明な点は、中学生までのご家庭であれば10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難しているけれど、給付金の振込みはどうなるの？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、東海村で子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給を受けることができます場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。その場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



東海村子育て支援課「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」窓口
電話：029-282-1711（内線1187）

「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。東海村から問い合わせる可能性はありますが、ATM（現金自動預払機）の操作や支給手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。不審な電話がかかってきた場合には、子育て支援課ご連絡ください。